

| 障害機能参考 | 級別 | 視覚障害 | 聴覚又は平衡機能障害 | | 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 | 肢 体 不 自 由 | | | | | 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害 | | | | | | |
|--------|----|--|--|--------------------------------|---|---|----|--|--|---|---|--|---|---|---|---|--------|
| | | | 聴覚障害 | 平衡機能障害 | | 上肢 | 下肢 | 体幹 | 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | | 心臓機能障害 | じん臓機能障害 | 呼吸器機能障害 | ぼうこう又は直腸の機能障害 | 小腸機能障害 | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 肝臓機能障害 |
| | | | | | | | | | 上肢機能 | 移動機能 | | | | | | | |
| 中 | 4 | <p>1. 良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2を除く）</p> <p>2. 周辺視野角度（I/四視標による）の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの</p> <p>3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの</p> | <p>1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの）</p> <p>2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの</p> | <p>音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害</p> | <p>1. 両上肢の親指を欠くもの</p> <p>2. 両上肢の親指の機能を全廃したもの</p> <p>3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能を全廃したもの</p> <p>4. 一上肢の親指及び人さし指を欠くもの</p> <p>5. 一上肢の親指及び人さし指の機能を全廃したもの</p> <p>6. 親指又は人さし指を含めて一上肢の3指を欠くもの</p> <p>7. 親指又は人さし指を含めて一上肢の3指の機能を全廃したもの</p> <p>8. 親指又は人さし指を含めて一上肢の4指の機能の著しい障害</p> | <p>1. 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの</p> <p>3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの</p> <p>4. 一下肢の機能の著しい障害</p> <p>5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの</p> <p>6. 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの</p> | | <p>不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p> | <p>不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p> | <p>心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p> | <p>じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p> | <p>呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p> | <p>ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p> | <p>小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p> | <p>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p> | <p>肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p> | |

